

○中国地方整備局告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月一日

中国地方整備局長 戸田 和彦

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 広域営農団地農道整備事業岩美地区（鳥取県鳥取市福部町久志羅字長清水地内から同市福部町中字西十八地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 鳥取県鳥取市福部町久志羅字菖蒲峠、字榎山、字矢内谷、字長清水及び字榎谷、中字西十八並びに八重原字菖蒲峠地内
- 2 使用の部分 鳥取県鳥取市福部町久志羅字菖蒲峠、字榎山、字矢内谷、字長清水、字榎谷及び奥矢内谷、中字西十八並びに八重原字菖蒲峠地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県鳥取市国府町美敷地内から鳥取県岩美郡岩美町高住地内までの延長13,310mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「広域営農団地農道整備事業岩美地区」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、起業者である鳥取県が土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路を農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付52構改D第239号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2で規定する農道に該当する道路として新設する事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業として、鳥取県が同法第87条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を策定し、実施要綱第6の規定により、中国四国農政局長が事業主体を鳥取県とする事業実施の採択を決定していることなどから、起業者である鳥取県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、「鳥取広域営農団地整備計画（昭和48年策定、平成17年最終変更）」における広域営農団地育成対策の一環として、農作物の生産、加工から流通までの各段階を有機的に運営し得るよう、広域営農団地内の基幹となる農道を新設するものである。

本件事業の受益地とされる鳥取市国府町、福部町及び岩美郡岩美町地内の面積1,504ha、関係農家戸数2,401戸の広域営農団地（以下「本件受益地」という。）は、水稻、果樹、野菜及び畜産物等の複合経営が営まれている。その中でも全国的な知名度を誇る「砂丘ラッキョウ」、「二十世紀梨」の生産が盛んに行われており、京阪神方面など県外にも出荷されている。

しかしながら、本件受益地で生産される農畜産物は、鳥取市国府町中郷地内に設置されているライスセンターや広域なし選果場等の農業施設、又は同市服部地内に設置されているカントリーエレベーターなどへ集出荷されているが、本件受益地内の各生産地とこれらの農業施設を結ぶ基幹的な農業輸送ルートがないことから、既存の県道及び国道9号などを利用して輸送しており、多大な労力と輸送時間を要している状況にある。また、本件受益地内において各生産地とパラダイスパーク（育苗等）、堆肥センター、美敷牧場など周辺の施設を効率的に連絡する道路が存しないことから、各生産地とこれらの農業施設等との連携できる体制を強化するためにも、本件事業の整備が強く望まれている。

本件事業の完成により、本件受益地と農業施設等を結ぶ全幅員7mで2車線の基幹農道が整備され、効率的かつ安全な農業輸送ルートが確保されることにより、輸送時間の短縮及び安全性の向上が図られるものと認められる。また、堆肥センターで生産された堆肥を耕作に利用したり、本件受益地内で生産された飼料稲を美敷牧場で利用するなど、耕畜連携による産地形成の促進に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間の周辺の土地において、学識経験者等とともに行った現地調査や既存文献等を基に行われた起業者の調査によると、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は岩美町教育委員会又は鳥取市教育委員会との協議により、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件受益地と農業施設等を結ぶ基幹的な農業輸送ルートを確認し、農畜産物の輸送の効率化を図ることを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に準拠して2車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、東側通過案（以下「申請案」という。）と中央通過案の2案について検討が行われている。申請案と中央通過案を比較すると、申請案は、本件受益地内の各生産地及び農業施設等への接続性に優れ、本件事業の目的を達成するうえで優れたルートであるとともに、取得面積が少なく土地利用に与える影響が小さいこと、また、構造物の延長は長いものの、施工性に優れ、事業費も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現在の交通体系は、農畜産物の効率的な輸送などに支障をきたしていることから、できるだけ早期に効率的かつ安全な農業輸送ルートを確認する必要があると認められる。

また、鳥取市長などから本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。